

(様式2)

随意契約の結果の公表

所属名：教育委員会

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|-------------------------------|-----------|--|------------|-------------------|--|---------------|----|
| 水産練習船「神海丸」に積み込む食糧品(多目的実習用)の購入 | R3. 4. 20 | 株式会社SEIWA 島根県浜田市元浜町162-6 | 5,616,000 | 第167条の2 第1項第8号 | 再度の入札に付し落札者がなかったため | 学校企画課 | |
| 島根県校務支援システム賃貸借 | R3. 4. 1 | 株式会社プロビズモ 出雲市駅南町二丁目4-15 | 7,278,084 | 第167条の2 第1項第2号 | 既存システムの再リースであるため | 学校企画課 | |
| しまねっと用ウイルス対策ソフトウェアライセンス | R3. 4. 1 | セコム山陰株式会社 松江市北陵町34 | 3,014,880 | 第167条の2 第1項第2号 | 既存ライセンスの更新であり、継続利用が必要であるため | 学校企画課 | |
| しまねっと用有害情報フィルタリングソフトウェアライセンス | R3. 4. 15 | 富士通Japan株式会社 島根支社 松江市学園南二丁目10-14 | 2,069,540 | 第167条の2 第1項第2号 | 既存ライセンスの更新であり、継続利用が必要であるため | 学校企画課 | |
| 県立高校向けUSBデータ通信業務 | R3. 4. 1 | 株式会社NTTドコモ中国支社 島根支店 島根県松江市東朝日町88-1 | 7,656,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 切れ目なく通信サービスを利用する必要があり、当該事業者にはしか実施できないため。 | 教育指導課 | |
| 令和3年度島根県「24時間子供SOSダイヤル」業務委託契約 | R3. 4. 1 | ダイヤル・サービス株式会社 東京都千代田区三番町6-2 | 5,082,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 業務の特殊性から継続案件への対応等が必要になるため、過年度より業務を実施している当該事業者でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| 「令和3年度SNSを活用した相談事業」業務委託 | R3. 4. 1 | ダイヤル・サービス株式会社 東京都千代田区三番町6-2 | 17,841,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 企画提案競争審査会において最優秀提案者に選ばれたため。 | 教育指導課 | |
| 高大連携推進支援業務委託 | R3. 4. 1 | 一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市母衣町83-5 母衣町ビル3階 | 10,995,534 | 第167条の2 第1項第2号 | 企画提案競争審査会において最優秀提案者に選ばれたため。 | 教育指導課 | |
| しまね留学推進業務委託 | R3. 4. 1 | 一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市母衣町83-5 母衣町ビル3階 | 10,522,500 | 第167条の2 第1項第2号 | 企画提案競争審査会において最優秀提案者に選ばれたため。 | 教育指導課 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|--|------------|-------------------|--|-------|--|
| 教育ICT効果測定業務委託 | R3.4.5 | 西日本電信電話株式会社島根支店 島根県松江市東朝日町102 | 1,870,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 島根県で導入しているGsuiteの設定内容等を熟知している同社でなければ、Gsuiteを活用した効果測定・分析を的確に実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| 「都道府県立学校管理者賠償責任保険」加入手続き | R3.4.12 | 全国都道府県教育委員会連合会 東京都千代田区霞が関3-3-1 | 1,488,390 | 第167条の2 第1項第2号 | 当保険については、被保険者となる全国の自治体を取りまとめて全国都道府県連合会が保険契約者となり一括して保険契約を締結しており、同種の保険は他にないことから当該契約相手先しか契約することができないため。 | 教育指導課 | |
| 学校と地域の学習環境に関するアンケート調査分析業務委託 | R3.4.14 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 東京都港区虎ノ門5丁目11番地2号 | 4,247,634 | 第167条の2 第1項第2号 | 本調査分析は過去の調査結果との比較分析や適切な成果検証を行うといった対応が必要になるため、過年度に調査集計システムを構築し、調査内容の背景を熟知している当該事業者でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| 教育魅力化共学共創推進業務委託 | R3.4.27 | 一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム 島根県松江市母衣町83-5 母衣町ビル3階 | 32,622,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 企画提案競争審査会において委託候補者に選定されたため。 | 教育指導課 | |
| 教育ICTアドバイザー業務委託 | R3.4.12 | 合同会社LINK ALL 代表社員 神野 元基 | 14,317,050 | 第167条の2 第1項第2号 | ICTを活用した教育の実施に向け令和2年度からICTモデル校事業を実施し、本事業において、専門的な見地から検証・サポートを受けており、令和3年度においても同社による継続的なサポートが必要であるため。 | 教育指導課 | |
| 「子どもと親の相談員配置事業」業務委託 | R3.4.1 | 松江市 松江市末次町86 | 7,350,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| 「子どもと親の相談員配置事業」業務委託 | R3.4.1 | 出雲市 出雲市今市町70 | 8,820,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| 「子どもと親の相談員配置事業」業務委託 | R3.4.1 | 浜田市 浜田市殿町1 | 1,470,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|----------|-----------------------|-------------|-------------------|---|-------|--|
| 「子どもと親の相談員配置事業」業務委託 | R3. 4. 1 | 益田市 益田市常磐町1-1 | 2, 205, 000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、子どもと親の相談員を配置する小学校を所管する当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 安来市 安来市安来町878-2 | 2, 020, 000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 出雲市 出雲市今市町70 | 4, 400, 000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| 令和3年度 スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 雲南市 雲南市木次町木次1013-1 | 1, 167, 000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 浜田市 浜田市殿町1 | 2, 139, 860 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 大田市 大田市大田町大田口1111 | 1, 350, 000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 江津市 江津市江津町1525 | 1, 020, 000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |

| | | | | | | | |
|--|-----------|--------------------------------|----------------------------|-------------------|---|-------------|--------|
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 益田市 益田市常磐町1-1 | 2,430,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 津和野町 鹿足郡津和野町日原54-25 | 1,750,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業業務委託 | R3. 4. 1 | 吉賀町 鹿足郡吉賀町六日市7750 | 1,530,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該事業は、県と県内の該当市町からの計画に基づいて、文部科学省から島根県教育委員会への補助が決定した事業であり、当該機関でなければ実施することができないため。 | 教育指導課 | |
| 島根県教職員雇入時健康診断等業務委託契約 | R3. 4. 1 | 公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原1-4-6 | 単価契約 執行予定額 3,678,895 | 第167条の2 第1項第2号 | 下記のとおり公益財団法人島根県環境保健公社しか実施できない ①実施指定場所（職員会館）・時間（4時間以内）で多数の健診が実施できるため ②受診した教職員に対して、受診後1か月以内に結果通知ができるため ③雇入時健康診断とVDT作業従事前健康診断との同時受診ができるため | 福利課 | |
| 埋蔵文化財発掘調査設計積算業務委託 | R3. 4. 1 | 島根県土地開発公社 | 15,079,900 | 第167条の2 第1項第2号 | 業務の実行が可能な業者が他にないため | 埋蔵文化財調査センター | |
| 一級河川江の川直轄河川改修事業(森原地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務 | R3. 4. 20 | (株)トーワエンジニアリング | 147,400,000 | 第167条の2 第1項第8号 | 再度入札においても落札者がなかったため最低価格入札者と随意契約 | 埋蔵文化財調査センター | 一般競争入札 |
| 一般国道9号(福光浅利道路)改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務(高丸遺跡) | R3. 4. 19 | (株)堀工務店 | 40,590,000 | 第167条の2 第1項第8号 | 再度入札においても落札者がなかったため最低価格入札者と随意契約 | 埋蔵文化財調査センター | 一般競争入札 |

| | | | | | | | |
|---|----------|---------------------------------------|------------|-------------------|---|-----------|-------------------|
| 展示保守点検業務 | R3. 4. 1 | 株式会社丹青社 東京都港区港南1丁目2番70号 | 2,701,600 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該業務は、当館の常設展示のために特別に設計・製作された展示ケース等の保守点検業務であり、それに関する十分な知識と技術がなければ実施できない。契約相手方は、当館の展示工事を全般にわたって施工した者であり、当該業務を実施することができる唯一の者であるため。 | 古代出雲歴史博物館 | |
| 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館蔵品展「しきしまの大和へ 奈良大発掘スペシャル」にかかる展示徴収業務 | R3. 4. 1 | 有限会社ササキ企画 東京都品川区東品川3丁目22番20号 - 502 | 1,100,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 提案競技審査委員会において、事業予定者に選定された者であるため。 | 古代出雲歴史博物館 | |
| プロキシサーバ・ネットワーク機器更新に伴う設定業務 | R3. 4. 9 | 有限会社テクノプロジェクト 松江市学園南2丁目10-14 | 1,589,280 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該業務は、当館の複雑に張り巡らされた当館のネットワークを熟知していなければ実施できない。契約相手方は、当館のネットワーク構築及び保守管理業務を行っている者であり、当該業務を実施することができる唯一の者であるため。 | 古代出雲歴史博物館 | |
| 総合実践システム保守業務委託 | R3. 4. 1 | (株)えすみ 松江営業所 | 1,320,000 | 第167条の2 第2号 | 安定したシステム利用を確保するためには、システムを構築した業者に委託することが適していると判断したため。 | 松江商業高校 | |
| 電子計算組織保守業務委託 (第1パソコン実習室) | R3. 4. 1 | (株)ミック | 1,024,760 | 第167条の2 第2号 | 安定したシステム利用を確保するためには、システムを構築した業者に委託することが適していると判断したため。 | 松江商業高校 | |
| 第2パソコン室電子計算組織保守点検業務委託 | R3. 4. 1 | (株)ミック 松江市学園南2丁目10番14号 | 1,022,120 | 第167条の2 第1項第2号 | 設置業者から業務の移管を受けた業者のため、システムに精通している。また、本システムは教育用であり、業者変更によって支障が出てはならないため他社では保守ができない。 | 瀬摩高等学校 | |
| 寄宿舎調理業務委託 | R3. 4. 1 | (有)八雲 出雲市姫原町279-1 | 16,917,804 | 第167条の2 第1項第2号 | 特定業者でないと業務が出来ない。プロポーザル方式により業者を選定し、R3年度からR5年度までの契約としているため。 | 浜田水産高等学校 | 長期継続 契約 3カ年 |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------|---|------------------|---|---|---------------|--|
| <p>隠岐高等学校 寄宿舎調理業務委託</p> | <p>R3. 4. 1</p> | <p>有限会社 栄和水産 島根県隠岐郡 隠岐の島町岬町川原 田の一20番地</p> | <p>3,806,000</p> | <p>第167条の2 第1項第2号 プロポーザ ル方式</p> | <p>寄宿舎調理業務を民間業者 に委託するにあたり、専門 的な技術や安全性及び安定 性を確保するために、公募 型企画提案方式とした</p> | <p>隠岐高等学校</p> | |
|-----------------------------|-----------------|---|------------------|---|---|---------------|--|